

群馬県公共施設のあり方検討委員会 中間報告(H20.10.17) 抜粋 【高齢者介護総合センター】

1 現 状

高齢者介護総合センターは、昭和41年4月に県内最初の特別養護老人ホーム「前橋特別養護老人ホーム明風園」として設立された施設である。その後、ショートステイ事業、デイサービス事業、研修事業及び居宅介護支援事業が開設され、現在は、高齢者介護に係る人材育成、介護知識・技術の普及啓発、研修事業を行う総合センターとしての役割も果たしている。

当センターは、併設の介護現場を効果的に活用した研修を継続的、体系的に行う施設として、県内高齢者介護の質の確保・向上、特に今後増加することが予想される認知症高齢者ケアに関する知識・介護技術普及に取り組んでおり、認知症に関する研究成果は、日本認知症ケア学会において高い評価を得ている。

なお、研修事業の受講者は、約6千3百人（平成19年度）となっている。

2 課 題

- (1) 特別養護老人ホームを県が直営で運営しているところはほとんどなく、民間による運営に移行している中で、県有施設として、特別養護老人ホームを運営する必要があるか。
- (2) 県として高齢者介護の研修のあり方（事業内容、実施主体、予算規模等）についてどのように考えるか。

3 施設の今後のあり方

- (1) 施設の必要性について

民間にできることは民間に任せることが基本であり、県が、今後も特別養護老人ホームを直営で運営する必要性は低いと考えられるので、当センターの介護サービス部門は、施設の運営に関し十分なノウハウと実績を持つ団体等に譲渡し、民営化することが適当である。

高齢者介護の研修部門については、介護施設に従事する介護職員等の質の向上は大きな課題であり、介護現場における研修の実施が不可欠であることから、県の財政負担も含めて、県が責任をもって、介護現場と一体化した形で実施していく必要がある。

- (2) 管理運営主体について

介護サービス部門の譲渡の検討に当たっては、高齢者介護研修の効果的な実施を確保していく観点から、県との連携による介護研修の実習等の場としての一体的な運営を考慮し検討すべきである。

特別養護老人ホームは県が引き続き設置し、その運営に責任を果たしていく必要性の低い施設であることから、この施設に県立を前提とする指定管理者制度の導入は適当とは考えられない。

- (3) その他

民営化に当たっては、施設職員の処遇について十分配慮願いたい。